

埼玉県主要農作物種子生産物審査下見会実施要領

平成 30 年 4 月 1 日

第 1 埼玉県主要農作物種子生産基本要綱第 9 条第 3 項に基づき、生産物審査下見会（以下「下見会」という。）の実施方法等について以下のとおり定めるものとする。

第 2 下見会は、農林振興センターが主体となり実施するものとする。

第 3 埼玉県主要農作物指定採種ほ等審査実施要領（以下「審査実施要領」という。）に基づく種子審査員、種子審査補助員及び指定種子生産者は、必ず下見会に立ち会うものとする。

この際、種子審査員又は種子審査補助員は、担当する指定種子生産者の耕種概況等を明らかにする資料を携行し、審査の便に供するものとする。

第 4 審査の規格は、審査実施要領に定める審査基準によるものとする。

第 5 下見会の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 標本の提出

ほ場審査に合格したほ場の生産物で乾燥、調製したものを、無作為に採取し、20 kg 適宜袋詰めして、下見会の実施日までに下見会場に提出するものとする。

(2) 審査の実施

種子審査員は、提出された標本を審査規格によって審査し、次の区分による判定を行うものとする。

ただし、発芽率は、標本から採取した生産物を発芽試験用袋に封入後直ちに農林振興センター又は農業技術研究センター等に送付し、発芽試験後に判定を行うものとする。

適	審査規格に適合し、種子として好適なもの
否	審査規格に適合せず、種子として不適にして使用不可のもの
再調	調製不良であり、再調製により種子として適となると見込まれるもの

(3) 審査の講評

審査主務者は、審査終了後直ちに、立会者に対し審査の結果を公表するものとする。

この際、「否」又は「再調」のものについては、特にその理由を詳細に発表し、以後における審査業務の適正な運営に資するものとする。

(4) 審査結果の通知

農林振興センターは、下見会終了後、審査の結果について、別紙様式により指定種子生産者に、種子生産組合を通じて又は直接、通知するものとする。

(5) 審査結果の報告

農林振興センター所長は、(4)の通知と併せて、審査の結果について、別紙様式により生産振興課長に報告するものとする。

第 6 農林振興センターは、審査の結果を踏まえて、指定種子生産者に、種子生産組合を通じて又は直接、以後における処置について詳細に指示し、優良なる種子の確保のために万全を期するものとする。

生産物審査下見結果報告書

農家 番号	品 種	氏 名	面 積	生産計画 数 量	ほ場審査		下見会			備考
					第1期	第2期	適	再調	否	
			a	kg	a	a	kg	kg	kg	